

No. 37 1992. 7. 10

ウェーラン判決を単純すぎると批判しながらSSO的判断をした新判例

= 抽象化テストで侵害を認める =

- Autoskills, Inc. v. National Educational Support Systems Incorporated -

	頁
1. はじめに	1
2. 事案の概要	2
3. 法的判断	3
4. コメント一言	5

1. はじめに

ニューメキシコ連邦地裁は本年4月21日、教育ソフトの著作権侵害事件につき、25万ドルの保証金をたてる予備的差止命令を認めた。本決定は、保護範囲に関する従来判例やファイト最高裁判決（SLN26号参照）を引きつつ、ウェーラン判決の論理を単純であって採り得ない、抽象化テストを採用すべきであると判断した。（著作権法は労力に報いるものではないというファイト判決の影響もうかがわれる。）しかし、本判決は最終的

SOFTIC (財)ソフトウェア情報センター

〒105 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル
TEL(03)3437-3071 FAX(03)3437-3398

©(財)ソフトウェア情報センター
1992
本誌記事の無断転載を禁じます。

この出版物は、日本自転車振興会から競輪収益の一部である
機械工業振興資金の補助を受けて作成したものである。

には侵害を認めるものであり、抽象化テストのあてはめ方として、SSOにも保護が及ぶとするなど実質的にはウェーラン判決と大差なく、結局、ロータス判決に近い線の判決と評価しうる。

2. 事案の概要

本件で問題となったのは、生徒の読み取り能力 (reading) を高めるための教育ソフトである (原告のAutoskill が先行者)。原告はソースコードのコピーがあったとの主張はしておらず、また、アクセスは容易に認められた。従って、実質的類似性の有無が判断の中心になる。

(1) 原告プログラムの概要

- ① 読み取り能力に困難がある生徒を3つのサブタイプに分ける。
- ② Oタイプは音読上の欠陥、Aタイプは語の統合・連合上の欠陥、Sタイプは語順上の欠陥である。この3タイプはもともとドーリング氏らの書物に記載されている。
- ③ 各タイプに応じて反応スピードを改善することが目標である。
- ④ 生徒はまず、どのタイプかを決めるためにテストを受ける。これは、順に、音読、視聴覚マッチング、視覚マッチング及び視覚スキミングであり、視覚スキミングは筆記試験であるが、その他はコンピュータを利用する。
- ⑤ このテストは、子音、母音の異なった組合せに基づく語形 (word form) タイプの13のカテゴリーに従い、1字から4字に及ぶ。単語及び単語でないもの (non-words) が使われ、正確性及び反応速度がテストされ記録される。
- ⑥ このテストの結果は長所・短所のプロフィールグラフになり、これを特定の基準に照らしてサブタイプを決定する。
- ⑦ この決定を受けて、タイプに応じたトレーニングが与えられる。
- ⑧ トレーニングは最も単純なものから最も複雑なものまで階層的に進む。トレーニング・モジュールは視覚スキミングを除きテストと同じ3つのカテゴリーである。各モジュール内のサブ・プログラムは語形タイプの13のカテゴリーに基づく。音読モジュールは、語、句、文、節と進み、グレードレベルが示される。
- ⑨ トレーニング中、生徒は試行後直ちに正解、不正解のフィードバックを受ける。コンピュータが反応スピードを記録する。
- ⑩ 次のサブ・プログラムに進むためには、スピードと正確性の一定基準に達していなければならない。
- ⑪ 各トレーニング・ブロック後、生徒に結果のグラフが示される。

(2) 被告プログラムは、フォーマット上マイナーな変更があり、またテストの名称、順序

は異なるが、上記の点で同一又は同様である。

3. 法的判断

争点である実質的類似性に関する裁判所の判断は次のとおりである。

(1) アイデアと表現

著作権法の主たる目的は学術及び有用な技術の促進であり（憲法1条8節8項）、著作者の労力に報いることではない、としてフェイスト判決を引用している。また、ベーカー・セルデン判決を引用してアイデア／表現二分法の説明に及ぶ。

(2) フィルタリング・アプローチ

コンピュータ・ソフトウェアに関する実質的類似性の分析方法としてニマーのアプローチを採用する。これは、作品全体ではなく保護しうる表現の実質的類似性を分析するというもので、保護されない表現（性質上独占させ得ない表現）、アイデア、アイデアとマージした表現をまず取り除く（フィルタリング）必要がある。

a. Autoskill プログラム……アイデア対表現

どこからアイデアをこえて表現になるかは困難な問題である。ここで、ウェーラン判決を批判する。「この事件で裁判所は実用品の目的はアイデアであるが、作品の目的又は機能に必然的でない他の一切は表現であると判示した。1,236頁。Autoskillは当審にもウェーラン裁判所の理論を受け入れるよう促すが、当審はそうしない。ウェーラン判決のアプローチは、魅惑的に単純化されはっきりしたテストではあるが、一つの作品の中に多数のアイデアが存在しうるという現実を説明し得ない。CA対アルタイ判決参照。ウェーラン・ルールを採用することは、一つの作品によって伝えられるアイデアの上に他人が積み重ねることを奨励するという重要な目的に水をさすことにもなる。フェイスト判決参照。」

そして、抽象化テストの方がベターなアプローチだとする。

本件において、コンピュータを使って読み取り能力を診断、治療、教育することが最も抽象度の高いレベルである。より具体的にサブタイプのテスト又は診断、プロフィール分析や訓練、O、A、Sの3タイプは公衆に利用可能な書物にも出ており保護されない。

Autoskill がこうしたアイデアを活用し、読み取りプログラムの中で生徒や先生とコミュニケーションする方法は表現になる。かかる表現は、オリジナルである限り、組織、構造、シーケンスに及びうる。

b. Autoskill ……保護しうる対保護し得ない表現

次にかかる表現が保護しうるものか否か検討する。セルデン判決の説示によると、

あるアイデアが、そのアイデアの必然的随伴物である方法を採用せずには使えない場合、そのような方法は保護されない。そこで、マージを検討する。

専門家証人の証言をあげながら、裁判所は、サブタイプの診断方法やプロフィールデータの表示方法において他に多くの異なった方法があると認定している。具体的に摘示しているのは、

- ① 簡単なものから複雑なものへと文字認識能力をすすめるボトム・アップ法のほか、トップ・ダウン法もある。
 - ② 選択問題は3択だけでなく、2、4、5択もありうる。
 - ③ 訓練は弱点〔を補なう〕アプローチと長所〔を強化する〕アプローチとある。
- このように、異なった表現の方法がありうる。

次に裁判所は、プレインズ・コットン判決を引用して表現がアイデアの性質に規定されるか否かも検討する。母音、子音の異なった組合せに基づく13のカテゴリーは英語の読み取り教育により規定されるので分析から除かれる。

次に関連ルールとして *scenes a faire*（与えられたトピックに標準的な要素）を検討する。「Silent Sentence」と「Silent Paragraph」はよく使われるテクニックであるから除かれる。

(3) 実質的類似性

- a. 両作品間に実質的類似性が存在するかという分析の焦点は、両作品間にリテラルな類似性があるか否かでなく、一方の作品の基礎的なエッセンス又は構造が他方の作品の中に複製されているか否かである、としてウェーラン判決を引用している。

また、「原告作品の実質的部分を構成するもの、すなわち原告にとって価値あるものに類似性が関連していれば侵害を認定しうる」というアタリ判決も引用する。

裁判所の認定する類似点は、次のごとし。

「テストに関して、音読テストでは両プログラムにおいて1単語又は複数の単語がスクリーンに表示され、生徒は音読を試みる。両プログラムにおいて、先生はその単語が正しく読まれたか否かを決定することを要求され、スピードと正確性をコンピュータ記録することが要求される。次に、視聴覚マッチング・テストでは、両プログラムにおいてスクリーン上に3つの単語選択肢が表示され、目標単語又はナンセンスな単語の聴覚的刺激が生徒に与えられる。生徒は自分の聞いた単語を選び、1、2、3のキーのどれかをたたいて反応を表わす。オルソン博士はこのキー打ち方法は標準的なものではないが他のプログラムにもあると述べている。第3に、視覚マッチ・テストでは4つの単語又はナンセンスな単語がスクリーン表示される。目標単語は他の単語と区別されており、生徒は目標単語と一致する残りの3単語から1つを選ぶことを期

待される。両プログラムとも、互い違いになった単語とナンセンスな単語を使っている。」

訓練過程の比較も同様に行なっているが、生徒が次のレベルに移行するのに3回続けて95パーセントの正解率を達成しなければならないという点につき、「オルソン博士が、プログラムのこの点は高度に unusualであり、同様なやり方をする他のプログラムは知らない。」としているところが注目される。

b. 全体的概念と感触テスト

裁判所は、プログラムのような複雑な作品ではこのテストは採用できないとする。

c. 被告の主張

被告は、複数の色を使っていることやグラフの違いを強調したが、裁判所は動かされなかった。

(4) オリジナリティと「額に汗」

ファースト判決に従い、当審はそのような原告の主張に依拠するものではないと弁明している。

予備的差止命令の他の要件も満たすと認定して、裁判所は原告の申立を認めた。

4. コメント一言

この判決はウェーラン判決を単純すぎると批判しているが、実質的には大差ない判断をしていると思われる。抽象化テストは、ウェーランの理論よりベターだとしても、運用上極めてフレキシブルであり、本判決のような適用のされ方をする危険性もある。ボトムアップとアップダウン、3択等、本判決が類似性があると認定している点は、それ自体として取り上げる限り、些末なものに思われる。両プログラムを並べてみた場合、判決と同様の結論になるかも知れないが、少なくとも判示された内容からは説得力を見出しがたい。

(本文では省略したが、判決がアクセスの項で認定した、「Autoskillのように」「Auto-skill のリプレイス」といった被告からソフト会社への指示があったという事実は、裁判所の心証形成上存外の効果があったのかも知れない。)